

●香川県告示第98号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成24年3月2日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 指 定 番 号 中土指道 第10号
- 2 指 定 年 月 日 平成24年2月17日
- 3 指定道路の位置 丸亀市柞原町字下久保1081-2、1081-5、1085-2、1087-1及び同地先農道・水路
- 4 指定道路の幅員とその延長 幅員 6.12メートル、6.24メートル及び4.29メートル～6.24メートル
延長 54.14メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県中讃土木事務所総務課において閲覧に供する。